

社会福祉法人沼ノ端福祉会評議員・役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人沼ノ端福祉会（以下「法人」という。）評議員、役員及び評議員選任・解任委員（以下評議員等）の報酬等について定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次の各号に掲げるものに適用する。

- (1) 役員（理事及び監事）
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員

(報酬等)

第3条 評議員等評議員及び役員（理事、監事）の報酬は無報酬とする。但し、費用弁償分（交通費）を支給することができる。
評議員等が法人の会議に出席したときは、費用を弁償する。

(支給方法)

第4条 費用弁償の計算期間は、当該年度に招集された会議のうち、各々会議に出席数を乗じた金額を現金により当該年度末に支給する。

(支給額)

第5条 法人の評議員等が、会議に出席した場合の費用弁償は、日額1,000円とする。

(改廃)

第11条 報酬等規程の改廃は評議員会の決議をもって行う。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 社会福祉法の一部を改正する法律、附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任は、評議委員選任、解任委員会細則により行う。